ガソリンスタンドでガソリン等を容器で購入する時の注意点

危険物の取り扱いに対しては、消防法により様々な規制がされており、<u>ガソリンや灯油を収納して運搬する容器は、専用の容器に収納しなければなりません。</u>中でもガソリンは危険性が高く、誤った容器に収納した場合は、漏洩や破裂などの重大な事故を引き起こす可能性がありますので、下記をご覧いただき、危険物の適正な取り扱いにご協力をお願いします。

ガソリン又は混合油を購入する場合

※KHKまたはUNのマークの入った消防法適合品であること。







金属製 (容量22Lまで)





プラスチック製 (容量 1 0 Lまで) ※製造日から 5 年以内



一度開封した 一斗缶



一度開封した 混合油販売用容器等



一度開封した ペール缶



灯油用ポリ容器



水用ポリ容器

ガソリン及び混合油は、性能試験をクリアしたガソリン用携行缶で購入してください。灯油用ポリ容器やペットボトルなどに入れると、容器がガソリンに侵食されて変形し漏れ出したり、ガソリンが揮発し内圧が高くなりキャップが外れて可燃性蒸気が漏れ出る危険性があります。

また、<u>混合油の販売用容器やー斗缶なども運搬容器には該当しますが、試験はキャップを密栓した状態で行っているので、一度開放するとキャップを閉めたとしても衝撃等による漏洩の可能性があるため、繰り返しの使用は想定されていません。</u>

軽油を購入する場合

※ガソリン用携行缶(金属製)で軽油や灯油の購入も可能です。 その場合、ガソリンの表記を消し、容器に「**軽油**」又は「**灯油**」と明記してください。

軽油用の容器で購入し、保管してください。 容器に軽油用と表示されているものにしてください。 灯油用容器で軽油を保管しないでください。





軽油用ポリ容器

灯油を購入する場合

灯油用の容器で購入し、保管してください。 容器に灯油用と表示されているものにしてください。 灯油用容器には灯油以外の危険物を入れないでください。









灯油用ポリ容器

問い合わせ先:鳥取県東部広域行政管理組合消防局 予防課保安係(0857-23-2461)